

## 「おおいた烏骨鶏」の譲渡要領

### 1 趣旨

大分県農林水産研究指導センター畜産研究部（以下「畜産研究部」という。）では、農山漁村における集落等の活性化及び地域振興に寄与する品目として、平成19年度に従来より産卵能力の高い「おおいた烏骨鶏」を開発した。開発趣旨に添った譲渡及び「おおいた烏骨鶏」のブランド化を目指した譲渡のためこの要領を定める。

### 2 対象家畜

畜産研究部で改良育種した「おおいた烏骨鶏」（111～170日齢の雌）  
なお、「おおいた烏骨鶏」とは、畜産研究部から譲渡した雌一代限りをいう。

### 3 譲渡期間

原則4月～11月の間とする。ただし、防疫対策上、左記期間以外にも譲渡を中止する場合があるものとする。

### 4 譲渡基準

以下の全ての基準を満たすものであること。

- (1) 大分県内に在住し、県内で飼育管理する者。
- (2) 生産物(卵等)を販売目的で飼育する者。
- (3) 概ね30羽以上の飼養を希望し、地域振興に寄与することが確実な者。
- (4) 鶏舎所在地の市町村及び周辺住民の了承を得ている者。

### 5 遵守事項

譲受者は以下の事項を遵守すること。

- (1) 「おおいた烏骨鶏」飼育管理マニュアルに沿った飼育管理を行うこと。
- (2) 県の指導機関（振興局、家畜保健衛生所、保健所等）の指導に従うこと。
- (3) 家畜伝染病発生防止のため、家畜伝染病予防法に基づく飼養衛生管理基準を遵守すること。鶏に異常が生じたときは速やかに家畜保健衛生所に連絡を行うこと。
- (4) 市町村に飼養羽数報告を行うこと。

### 6 譲渡価格

令和5年度価格（消費税込）	111～130日齢：1,950円/羽
	131～150日齢：2,130円/羽
	151～170日齢：2,320円/羽

### 7 譲渡方法

- (1) 譲渡希望者は申請書（別記様式1）を畜産研究部長へ提出する。
- (2) 畜産研究部長は、申請書に基づき、鶏舎所在地の振興局、家畜保健衛生所と現地を確認する。必要があれば、市町村も同行する。
- (3) 畜産研究部長は譲渡基準に基づき譲渡者・羽数等を決定し、譲渡希望者、振興局長及び家畜保健衛生所長へ連絡する。
- (4) 譲渡希望者は畜産研究部豚・鶏チームで譲渡を受ける。なお、輸送カゴ等の準備及び運搬は譲受者が行うこと。

### 8 申請書の送付先・お問合せ先

〒879-7111 大分県豊後大野市三重町赤嶺2328-8  
大分県農林水産研究指導センター畜産研究部 豚・鶏チーム  
TEL：0974-22-0673  
FAX：0974-22-0980